

○国立大学法人帯広畜産大学校章等取扱規程

(平成 24 年 6 月 14 日規程第 29 号)

改正 平成 27 年 9 月 16 日規程第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人帯広畜産大学校章規則（平成 18 年規則第 1 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づく校章の使用及び国立大学法人帯広畜産大学（以下「本学」という。）の組織の名称（以下「名称」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第 2 条 校章及び名称（以下「校章等」という。）の使用の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学が設置する施設設備
- (2) 本学が作成する校旗、式典旗、文具類等の物品
- (3) 本学が発行する印刷物（ホームページ等を含む。）
- (4) 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）が作成する各種資料
- (5) 本学の学生サークルが課外活動に使用する団旗及び用具類等
- (6) その他学長が適当と認めるもの

(使用方法)

第 3 条 校章等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 校章は、規則第 2 条に定める形状、色彩及び寸法の割合を正しく使用すること。
- (2) 校章等の使用に当たっては、本学の尊厳及び品位を損なうことがあってはならない。

(使用手続)

第 4 条 本学の役職員及び学生（国立大学法人岐阜大学大学院連合獣医学研究科又は国立大学法人岩手大学大学院連合農学研究科所属の者で本学に配属された者を含む。）が校章等を使用する場合は、別記様式により事前に学長へ届け出なければならない。ただし、第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する使用範囲において校章等を使用する場合は、この限りでない。

2 前項以外の者が校章等の使用を希望する場合は、国立大学法人帯広畜産大学における登録商標の管理及び使用に関する細則（平成 27 年細則第 16 号）に基づき、学長に申請して使用許可を得なければならない。

(使用の中止等)

第 5 条 校章等の使用に当たり、この規程に違反すると認められるときは、学長は、当該使用者に対し使用の中止等適切な措置を求めるとともに、一定期間使用を許可しない等の措置を講じることができるものとする。

(事務)

第6条 校章等に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、校章等の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月14日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、広報室の許可を得て、現に本学の校章等を使用している者は、第4条第1項の許可を受けたものとみなす。

附 則(平成27年9月16日規程第42号)

この規程は、平成27年9月16日から施行する。